

公 示 書

有償による庁舎等の使用許可を受け、「税務大学校和光校舎」において喫茶の営業及び管理を希望する者の募集を、次のとおり公示する。

令和6年11月1日

契 約 担 当 官
税 務 大 学 校 副 校 長
北 村 厚

- 1 案件名及び募集業者数
税務大学校和光校舎における喫茶の営業及び管理
募集業者は1者（社）とする。
- 2 国有財産の使用許可期間
令和7年2月1日（土）から令和9年3月31日（水）までとする。
- 3 業務委託期間
上記2「国有財産の使用許可期間」に準ずるが契約内容は毎年度更新するものとする。
- 4 応募資格（法人・個人は問わない）
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（契約担当官が特に認める者を含む。）であること。
 - (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
 - (5) 申請時から過去5年以内に、保健所から衛生面での指摘を受けていないか、又は指摘事項があった場合には、適正な改善策が図られていること。
 - (6) 法人税、申告所得税及び復興特別所得税、源泉所得税並びに消費税及び地方消費税の滞納税額がないこと。
 - (7) 「財務省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」に規定する暴力団（排除対象者）等でないこと。
 - (8) 事業の一部もしくは全部を第三者に委託することなく遂行できること。
ただし、あらかじめ書面により届出を行い、協議の上、当校が承認した場合はこの限りではない。
- 5 公募説明書等の交付
 - (1) 日 時 令和6年11月1日（金）午前8時30分から令和6年11月22日（金）午後5時まで
ただし、「行政機関の休日に関する法律」に定める日を除く。
 - (2) 場 所 埼玉県和光市南二丁目3番7号 税務大学校和光校舎 管理棟1階 事務室 庶務係
 - (3) その他 期間内に公募説明書等の交付を受けなかった者の応募は、一切認めない。
- 6 公募説明会
 - (1) 日 時 令和6年11月25日（月）午後3時開始（受付：午後2時30分～3時）
 - (2) 場 所 埼玉県和光市南二丁目3番7号 税務大学校和光校舎 研修棟2階 210教室
 - (3) その他 参加者は上記5で交付する公募説明書等をあらかじめ受領し、本説明会出席時に持参する。
- 7 応募書類の受付
 - (1) 日 時 令和6年11月26日（火）午前8時30分から令和6年11月29日（金）午後5時まで
ただし、「行政機関の休日に関する法律」に定める日を除く。
 - (2) 場 所 埼玉県和光市南二丁目3番7号 税務大学校和光校舎 管理棟1階 事務室 庶務係
- 8 企画案の無効
本公示に示した資格のない者の提出した企画案は無効とする。
- 9 照会先
埼玉県和光市南二丁目3番7号 税務大学校和光校舎 総務主事室 庶務係
電話 048（460）5000 （代表） 担当 月岡